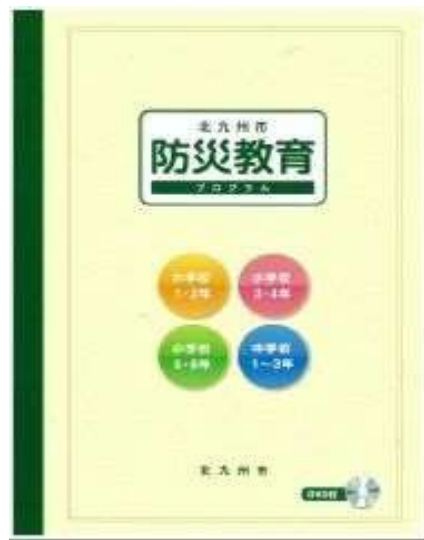


イ 北九州市防災教育プログラムを活用した普及啓発

○東日本大震災で岩手県釜石市の小中学生が日常的な訓練の成果により、とっさの判断で津波の被害から逃れたことを手本として、教員向けの指導書「北九州市防災教育プログラム（資料DVD付）」を作成しました。平成25年4月に市内小・中学校等に配布し、特別活動及び体育科・保健体育科、理科や社会科などの授業の中で引き続き活用します。

■教員向け指導書の作成



ウ 地震体験車を活用した普及啓発

○東日本大震災を教訓に、地域の防災対応力を強化するには、「市民の皆さんが『体験・実感』できる防災啓発」が効果的と言われています。

従来からの防災講演会等に加え、地震体験車を活用した地震による揺れの怖さを体験し、災害を身近に感じることで、防災意識の高揚及び災害に対する知識のより一層の向上を図ります。

■地震体験車



エ 地域ぐるみの防災活動の促進

○北九州市地域防災計画では、「住民や地域団体、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守りぬいていくことが重要である。」としており、以下のとおり「自助」「共助」「公助」の3つを基本方針として防災対策を進めます。

■防災の心がまえ“あなたと家族の命を守るために！”抜粋

北九州市では、「北九州市地域防災計画」を定め、次の3つの基本方針のもと、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を進めます。

① 自助意識の醸成

自らの命は自らが守るという住民の「自助」意識を育み、住民の主体的な防災対策の促進。

② 共助の風土づくり

隣近所の付き合いを大切にされた地域住民が助け合う「共助」による防災対策の促進。

③ 公助の推進

防災関連行政機関、地域、企業等との連携の工夫、効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みの推進。

この計画のもと、北九州市では、市民のみなさんが災害に対する意識や行動を固定化しないよう、従来のように1つの災害を想定して防災を呼びかけるのではなく、本市で発生する可能性がある複数の想定をお知らせし、想定を超える災害が発生した場合でも、一人ひとりが「命を守り抜く」行動を率先して行うことができる防災対策を進めていきます。

出典：「防災の心がまえ“あなたと家族の命を守るために！”」

オ 防災情報の提供

○福岡県では、県民への防災・災害に関する情報について、県ホームページのトップにバナーを設け、リアルタイムに多様な情報提供を行っています。また、災害情報の伝達手段の一つとして、携帯電話のメール機能を活用した「防災メール・まもるくん」を整備し、防災情報を一斉に配信するサービスを行っています。本市においても、これらの情報を周知し、活用を促します。

■福岡県防災ホームページ

The image shows a screenshot of the Fukuoka Prefecture Disaster Prevention Information website. The page is titled '福岡県防災ホームページ' and features various sections for disaster information. A prominent yellow arrow points from the '防災メール・まもるくん' link in the 'お知らせ' (Notice) section to the text '防災メール・まもるくん' located below the screenshot.

福岡県防災ホームページ

お知らせ

防災メール・まもるくん

(2) 耐震改修促進に関する情報の提供

ア 情報の提供

- 耐震改修の必要性や平成25年耐震改修促進法の改正の内容について、国のパンフレットや市で作成したリーフレットを活用して、その内容について、わかりやすく情報提供していきます。
- 本市では、(一財)福岡県建築住宅センターと連携し、住宅相談の受付、アドバイザー派遣等、住まいづくりを総合的に支援しています。また、市民に市政を分かりやすく説明する「出前講演：住宅・建築物の地震対策～地震がおきても大丈夫～」も実施しています。
- 情報提供の手段としては、市政だよりや各種マスメディア等の活用により、情報が広く市民に周知されるよう配慮します。また、建築関係団体との連携による有機的な情報ネットワークを構築するなど、これまでの情報提供機能を充実させ、有益な情報を官民連携のもとに提供していきます。

■本市の情報提供に係る取り組みの概要

- 耐震改修促進のためのリーフレットによる情報提供
- 相談窓口の設置 ((一財)福岡県建築住宅センター北九州事務所内)
- 耐震診断アドバイザーの派遣、リーフレットによる制度の紹介等
- ホームページによる様々な情報提供



北九州市 耐震改修促進のためのリーフレット



北九州市 住宅相談コーナー リーフレット

イ 耐震改修に関するセミナー等の開催

- 建築物の耐震化についての意識を一般的に定着させるため、耐震改修セミナーを実施します。
- また、官民協働で耐震改修に関するイベントなどを開催します。

(3) 研修等による人材の確保と活用

ア 専門技術者や耐震診断アドバイザー等の育成

○所有者の需要に的確に応えるために、市内の工務店や建築士を対象とした講習会等を県と共に開催することにより、専門的技術を有する人材の確保や、耐震診断や専門的なアドバイス、改修工事等のコーディネートが行える耐震診断アドバイザー養成を行います。

■耐震診断アドバイザー制度のPR



耐震診断アドバイザー制度リーフレット



(一財) 福岡県建築住宅センターホームページ内

イ 地域に根ざした専門的技術者の養成

○専門的技術を有する人材を確保し、所有者の需要に的確に応えるために、関係団体や民間事業者との横断的な取り組みのもと、市内の工務店や建築士を対象とした講習会の開催等による技術者の養成に県と共に取り組みます。

3 耐震改修促進に向けた指導等

取り組み方針

耐震化目標の実現に向けて、普及啓発活動と連携し、市民の生命や財産の保護を前提とした適切な指導を行います。

耐震改修促進に向けた指導等

(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

具体的な施策

(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

- 指導・助言の対象となる建築物は、耐震改修促進法第12条第1項、第15条1項及び第16条2項に基づく**全ての既存耐震不適格建築物**です。
- 指示の対象となる建築物は、耐震改修促進法第12条第2項及び第15条2項に基づく**要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物**です。

■指導・助言及び指示対象の建築物の概要

	対象となる建築物
努力義務	全ての既存耐震不適格建築物 (法第12条第1項、法第14条、法第15条第1項、法第16条)
指導及び助言	
指示	要安全確認計画記載建築物(法第12条第2項) 特定既存耐震不適格建築物(法第15条第2項)
公表	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった建築物

■法に基づく指導等のフロー

耐震改修促進法

努力義務	既存耐震不適格建築物の所有者は当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない
指導及び助言	耐震診断・改修を促進するため、その必要性の説明・相談対応・市民への説明等による指導及び助言を行う
指示	自主的な協力が得られない場合、地震に対する安全性の向上が特に必要な建築物の所有者に対して、指導・助言事項の実施を促す指示書の交付等による指示を行う
公表	正当な理由無く指示に従わない場合、その建築物及び所有者の公表を行う

建築基準法

勧告 (建築基準法第10条第1項)	著しく危険又は有害な場合、必要な措置をとることを勧告することができる
命令 (建築基準法第10条第2項及び第3項)	勧告に従わない等の場合、必要な措置をとることを命令することができる

4 その他の施策

取り組み方針

総合的な建築物の安全対策や地震防災対策として以下の項目を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的とした全市的な耐震化を目指します。

その他の施策

(1) 建築物の総合的な安全対策の実施

具体的な施策

(1) 建築物の総合的な安全対策の実施

総合的な安全対策については、関係部局や関係団体と連携を図りながら、所有者や管理者へ、リーフレットの配布等により、適切な維持管理の啓発活動や適正な施工技術の普及及び改善のための指導に取り組みます。

ア ブロック塀の安全性の向上

○ブロック塀の倒壊は大変危険なものであり、その倒壊防止に向けて、指導等の継続的な取り組みを実施します。

イ 窓ガラス等の破損・落下防止

○建築物の窓ガラスの耐震対策として、問題のある建築物については改善指導を行います。
○外壁や屋外広告物等窓ガラス以外の破損・落下防止対策についても、**問題のある建築物については**、改善指導を行い、高層ビル等における安全確保に努めます。

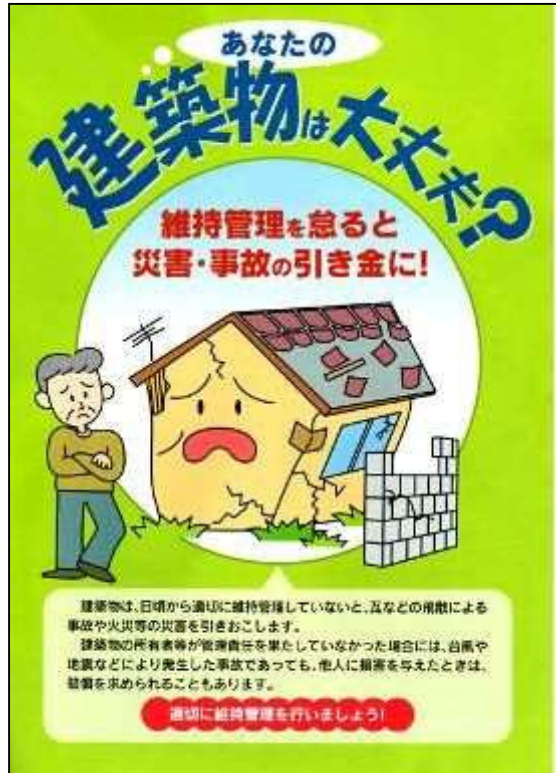
ウ 天井等の非構造部材の安全性の向上

○天井の脱落対策に係る基準が定められ、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合が義務付けられました。また既存建築物については、定期報告制度などを活用し、問題のあるものについて、改善指導を行います。

カ 老朽危険家屋に対する取り組み

○適切な維持管理がなされないまま放置されて、老朽化した建築物（いわゆる老朽危険家屋）については、効果的な対策を検討しつつ、建築基準法に基づいた改善指導を家屋の所有者等に対して強く行います。

■建築物の維持管理を啓発するチラシ




キ 老朽危険空き家等の除却促進

○旧耐震基準で建設された倒壊や部材の落下のおそれがある危険な空き家等の除却を促進し、民間建築物の耐震化率の向上に努め、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ります。

■老朽空き家等除却促進事業のパンフレット
(平成28年3月現在)

○対象：昭和56年5月以前に建築された空き家等で、一定要件を満たすもの

○窓口：北九州市建築都市局 空き家対策推進室 (Tel : 093-582-2918)



ク 自然災害に配慮した防災対策

○福岡県西方沖地震においては、玄界島等で敷地の崩壊による被害が多数報告されており、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せた自然災害に配慮した防災対策が必要です。土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止法^(資料編3)に基づく土砂災害特別警戒区域においては、住宅の移転の促進に努めます。

ケ 地震による地盤の液状化災害予防対策

○福岡県では、地震に関する防災アセスメント調査において各想定地震の液状化の予想結果を公表しています。

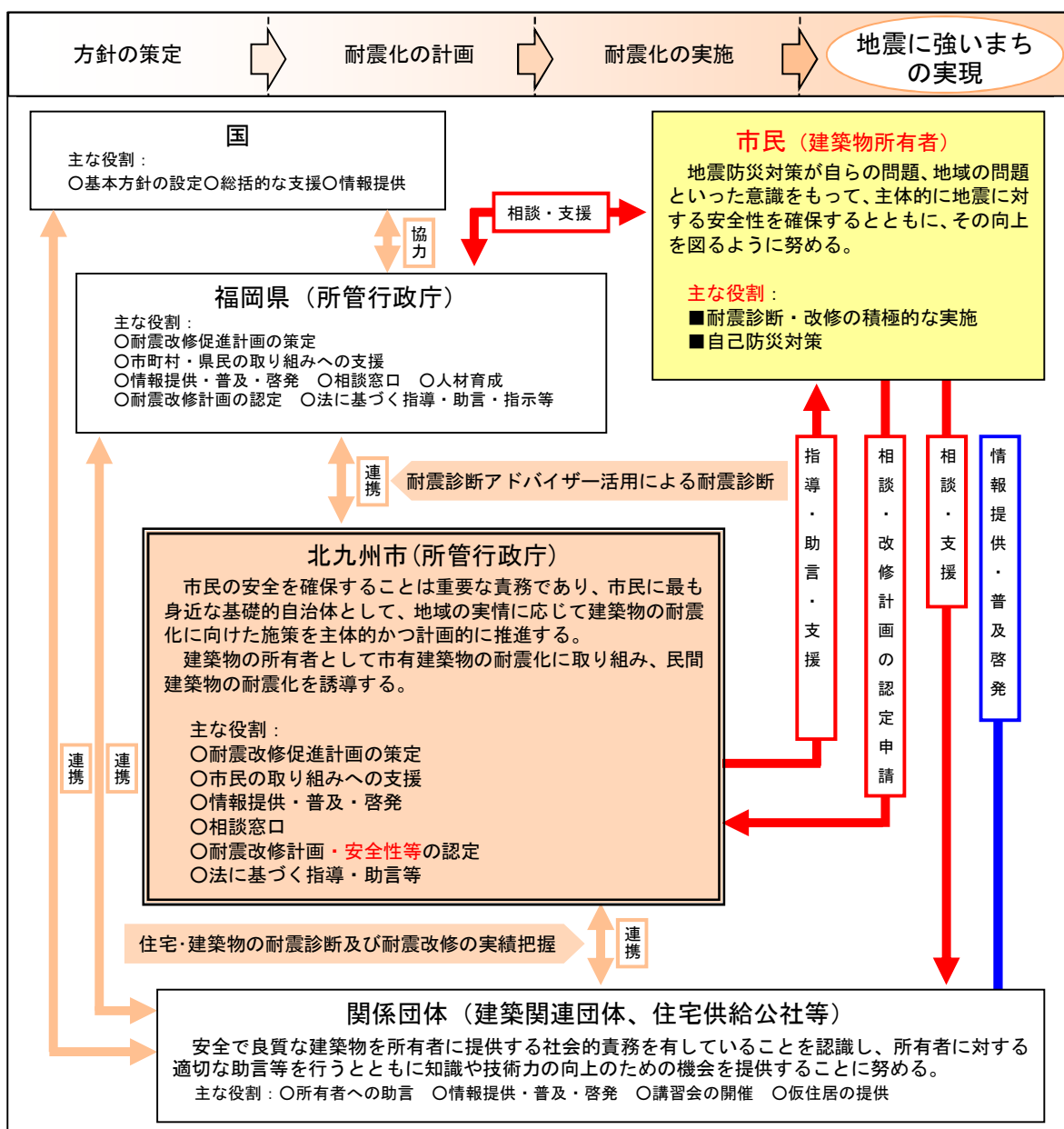
○建築物の耐震化と併せ、液状化対策を考慮する必要があり、液状化に関する情報提供により普及・啓発を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

関係主体の役割分担及び計画の進行管理

- 本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。
- 関係する主体の主な役割を以下のとおり設定し、本市は県との連携を図りながら様々な支援を行うことにより、一体的な計画の推進を図ります。
- 建築物の耐震化を推進するためには、行政と市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、その実施体制を整備します。
- 耐震化目標の達成に向けて、事業者や関係団体等との連携により住宅、建築物の耐震改修等の実績把握と進行管理に努め、必要に応じ適宜計画の見直しを行うこととします。

■関係主体の役割分担イメージ



資料編